

公益社団法人 日本社会福祉士会
2025年度臨時総会

議案資料集



2026年3月20日（金）
（13:00～16:00）

東京都中央区日本橋
ビジョンセンター東京八重洲

JACSW
公益社団法人 日本社会福祉士会

2025年度 臨時 総 会

議案資料集目次

I 議案

第1号議案 役員選任について	1
----------------	---

II 理事会報告

第1号報告 2026年度事業計画	3
第2号報告 2026年度収支予算	15
第3号報告 役員の辞任について	30

※第3号報告につきましては、総会当日に口頭報告いたします。

III 事務連絡

第1号事務連絡 規程類改正	31
第2号事務連絡 第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(青森大会)	
第3号事務連絡 第35回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(奈良大会)	
第4号事務連絡 その他	

※第2号及び第3号事務連絡につきましては、総会当日に口頭報告いたします。

※第4号事務連絡につきましては、総会当日に資料配付いたします。

IV 資料

○2026年度主要行事予定表	36
----------------	----

公益社団法人 日本社会福祉士会

2025年度臨時総会

第1号議案

役員選任について

JACSW

公益社団法人 日本社会福祉士会 役員候補者

(任期 2025 年度臨時総会から 2027 年通常総会まで)

公益社団法人日本社会福祉士会 役員候補者選出規程第 9 条第 3 項第 3 号に基づき、以下のとおり理事候補者を選出いたしました。

(敬称略)

氏名	ふりがな	所属 県士会	所属	任期
宮内 祥	みやうち あきら	岡山	株式会社 創心會	1 期目

公益社団法人 日本社会福祉士会

2025年度臨時総会

第1号報告

2026年度事業計画

JACSW

2026年度事業計画

「共に生きる社会」をつくる社会福祉士

1 基本指針

共生社会の創造をビジョンとして掲げ、社会的使命をもって、社会変革と社会開発、社会的結束及び人々のエンパワメントと解放を促進する。

私たちは、社会正義、人権、集団的責任、及び多様性尊重の諸原理を改めて自覚するとともに、高齢者・障がい者・児童等の地域の人々の人権を尊重したインクルーシブな地域共生社会の実現を目指し、人びとの「生きる」を支える。

第四期中期計画（2024～2028年度）では、地域共生社会の実現のためにソーシャルワーク機能を発揮できる体制づくりを推進すること、そのための手段として社会福祉士の任用を拡大し実質的な業務独占を図ることとした。本会は、第四期中期計画に掲げた次の基本指針に則り、倫理綱領・行動規範を基本に事業を展開する。

- (1) ソーシャルワークの推進
- (2) 活動基盤の強化
- (3) 専門性の向上

2 事業方針

基本指針に基づき、次の事業を展開する。

(1) ソーシャルワークの推進

①情報収集力、政策提言等発信力の強化

- ア ソーシャルワーク実践の見える化に向けた調査・研究を実施する。
- イ シンクタンク機能の構築に向けた検討を行う。
- ウ 広報活動を強化し、プロモーション等戦略的な取り組みを推進する。
- エ 「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への働きかけを強化する。
- オ 子ども家庭福祉分野の国及び地方公共団体の施策動向についての情報収集を行う。
- カ 国連の障害者権利条約に関する委員会の総括所見に関する政策提言に向けた準備を行う。

②権利擁護活動の強化

- ア 意思決定支援の普遍化に向けて、国研修への関与及び都道府県社会福祉士会が行う研修の支援を行う。
- イ 都道府県社会福祉士会が実施する成年後見等にかかる研修を支援する。
- ウ 成年後見制度利用促進に関する情報提供や都道府県社会福祉士会の取り組みを支援する。
- エ 都道府県社会福祉士会が実施する虐待防止に関わる取り組みを支援する。
- オ 未成年後見人に関する取り組みを支援する。
- カ 都道府県社会福祉士会における虐待防止をはじめとした権利擁護支援の取り組み事例を収集する。

③地域共生社会の実現に資する体制構築の推進

- ア 市町村における包括的な相談支援体制推進に向けた取り組みを推進する。

- イ 貧困問題の解決に向けて、生活困窮状態にある者の生存権保障の実現とその権利擁護に関わる情報収集活動や国等への政策提言活動を行う。
- ウ 頼れる身寄りのない高齢者・障がい者等に関する検討を行う。
- ④世界に向けた発信力強化
 - ア 日本ソーシャルワーカー連盟における世界ソーシャルワークデー記念事業を継続する。
 - イ 国際ソーシャルワーカー連盟総会及び世界会議へ参画する。

(2) 活動基盤の強化

- ①日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会の組織目標・指向性の共有
 - ア 都道府県社会福祉士会会員5万人を目指した組織体制の強化にむけた検討を行う。
- ②財政の健全化、安定化の確立及び都道府県社会福祉士会の組織強化支援
 - ア 「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」に基づく取り組みを推進する。
 - イ 入会促進キャンペーンの継続及び入会促進・退会抑制を検討する。
 - ウ 資料のペーパーレス化及び会議等のオンライン化を推進する。
 - エ 正会員に対する活動助成により都道府県社会福祉士会を支援する。
- ③実質的な業務独占の獲得
 - ア 包括的な相談支援体制構築における社会福祉士の配置拡大に向けた検討を行う。
 - イ 市町村において中核機関の機能を果たす部門への社会福祉士の配置を促進する。
 - ウ スクールソーシャルワーカーや司法分野で実践する社会福祉士への支援を進める。
 - エ 「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への働きかけを強化する。(再掲)
 - オ ソーシャルワーカー関連団体、養成団体と協力して、子ども家庭福祉分野の資格の講習の認定、登録等を行う組織の運営に協力する。
- ④関係団体との連携強化
 - ア ソーシャルワーカー関係団体との連携強化に向けた活動を継続し推進する。
- ⑤不測の事態における対応の強化
 - ア 都道府県社会福祉士会の災害担当者による全国会議を行う。
 - イ 本会の事業継続計画（BCP）のブラッシュアップを行う。
- ⑥全国大会・社会福祉士学会の開催に向けた支援

(3) 専門性の向上

- ①実践能力の向上
 - ア 社会福祉士養成カリキュラムの改正を踏まえた実習指導者講習会に関する養成校との連携の推進を行う。
 - イ 各専門領域の研修会、全国実践研究集会等を実施する。
- ②生涯研修制度の充実
 - ア 研修のオンライン化を進める。
 - イ 全国生涯研修委員会議や生涯研修センター協議会等を通して、都道府県社会福祉士会と情報や課題の共有、課題解決に向けた意見交換を行う。

③専門的力量的形成

- ア 認定社会福祉士 7,000 人に向けて、新規登録者や更新者の増大に向けた取り組みとして「強化ルート研修」を開催する。
- イ 地域共生社会の実現に資するためのスーパーバイザー養成研修の開催、研修体系の整備等を行う。
- ウ 社会福祉士学会での発表や研究誌への論文投稿を促し、社会福祉士の実践研究力の向上を図る。

3 事業

事業方針に基づき、各委員会等は次の事業を行う。

<管理局>

■総務部

○組織委員会

- 1 公益社団法人、連合体組織の運営に関する課題について理事会から諮問された事項の検討
- 2 事務局代表者会議の企画・開催（オンライン）
- 3 都道府県社会福祉士会事務局職員に向けた研修の企画・開催（オンライン）及び事務局職員が相談できる機会の検討
- 4 入会促進及び退会抑制のための対策の検討

○危機管理・災害対策等検討委員会

- 1 本会 BCP のブラッシュアップ

○予算・政策制度要望プロジェクトチーム

- 1 予算・政策・制度要望のとりまとめ、要望書の提出
- 2 都道府県社会福祉士会、関係団体との連携
- 3 全国ソーシャルケア連盟、「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」との連携、要望書の提出

○プロモーション委員会

「社会に向けて必要な情報を積極的に届ける」姿勢を基軸に、デジタル発信を中心としたプロモーション戦略を推進し、入会促進につながるブランディング強化を図るため、次の事業を実施

- 1 Web 広告の試行(社会福祉士国家試験期・合格発表期に若年層向け広告を配信し、効果検証を実施)
- 2 既存素材の動画化（広報資料や報告動画を短尺化し、SNS で継続発信）
- 3 デジタル移行方針の明確化

○広報委員会

- 1 広報の基本方針の確認
- 2 ニュース記事の検討
- 3 ホームページのリニューアル
- 4 広報媒体の検討

■独立した委員会

○綱紀委員会

- 1 苦情申立の受付・調査・審査
- 2 理事会への審査結果報告と処分案の提案
- 3 「厳重注意」「戒告」「除名」以外の処分種類の検討

○学会運営委員会

- 1 全国大会・社会福祉士学会において生涯研修制度共通研修課程における6領域を基礎として構成する学会分科会の開催及びポスター発表の実施
- 2 実践研究能力向上のための全国大会プレ企画「事例研究ワークショップ」の開催（集合）
- 3 研究誌『社会福祉士』の企画・編集・発行
- 4 委員会体制変更の検討

○選挙管理委員会

- 1 「役員候補者選出規程」及び「役職者の互選細則」に基づき、新理事の選出にかかる事務

○倫理委員会

- 1 本会が実施する調査研究事業（補助事業等）のうち、必要な事業について倫理審査を実施

■企画室

- 1 政策提言にかかる情報収集
- 2 中期計画に関すること
- 3 マスコミ等への情報提供・対応

<ソーシャルワーク推進局>

■権利擁護推進部（権利擁護センターぱあとなあ）

○権利擁護推進部合同委員会

- 1 都道府県ぱあとなあ連絡協議会の開催（集合・オンライン各1回）

○後見委員会

- 1 成年後見（利用促進含む）、未成年後見に関する政策動向への対応、関係団体との連携
 - （1）三士会（本会、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、成年後見センター・リーガルサポート）協議への対応
 - （2）関係団体との連携協議への対応
 - （3）民法改正後の対応に関する検討
- 2 都道府県社会福祉士会の成年後見、未成年後見事業の支援
 - （1）成年後見人材育成研修（委託研修）の開催
 - （2）成年後見・未成年後見に関する保険への対応（保険事故報告会の定期開催）
 - （3）ぱあとなあ名簿登録及び活動報告システムに関する対応
 - （4）ぱあとなあ概況調査の実施
 - （5）都道府県社会福祉士会が実施する成年後見、未成年後見事業の支援（規程類整備、概況調査による実態把握、情報提供等）

- 3 中核機関研修プロジェクトチーム
 - (1) 中核機関に所属する社会福祉士を対象とした都道府県社会福祉士会委託研修プログラムの検討・開発
 - (2) 開発した研修プログラムによるモデル研修の開催（オンライン）
- 4 成年後見人材育成研修テキスト見直しプロジェクトチーム
 - (1) 『権利擁護と成年後見実践』の改訂

○権利擁護推進あり方検討委員会

- 1 社会情勢を把握し、本会で取り組むべき権利擁護支援全般の検討
- 2 虐待防止を中心とした権利擁護関連施策の動向を的確に把握し、本会及び都道府県社会福祉士会の果たす役割を明確にするための情報収集、分析、発信
- 3 都道府県社会福祉士会の活動実態を把握し、虐待対応にかかる課題の検討を経年的に行う。また、把握したエビデンスをもとに、調査研究・政策提言・研修プログラム等の検討
 - (1) 本会の虐待対応関連研修の管理と実施における都道府県社会福祉士会への支援
 - (2) 虐待対応専門職チームの実態把握と支援
 - (3) 高齢者虐待対応現任者標準研修のための講師予定者研修会の企画・開催（集合）
 - (4) 職能団体としての権利擁護推進のあり方について検討
 - (5) 他団体（日本弁護士連合会、障害者・高齢者虐待防止学会等）との連携

■地域生活支援部

○地域包括ケア推進委員会

地域共生社会の実現に向け、特に高齢者や障がい者を対象とした分野において実践する社会福祉士の支援等を行うため次の事業を実施

- 1 生活困窮者支援委員会と合同で研究集会を開催（オンライン）
- 2 障害者権利条約の理解と障がい分野における調査研究の検討
- 3 市町村における包括的な相談支援のあり方の検討
- 4 ケアマネジメント実践記録様式の活用に関する検討
- 5 障がい分野に関する委員会設置の検討
- 6 令和7年度老健事業の報告会の開催（オンライン）

○子ども家庭支援委員会

子どもの権利擁護を推し進めるための地域を基盤としたソーシャルワーク展開の検討を行うとともに、地域の実情に応じた人材育成の検討を行うため次の事業を実施

- 1 研修の開催及び今後のあり方について検討
- 2 児童家庭支援ソーシャルワーク研修の開催（オンライン・集合）
- 3 スクールソーシャルワーク全国実践研究集会の開催（オンライン）
- 4 スクールソーシャルワーク実践アドバイザー研究交流・意見交換会の開催（オンライン）
- 5 児童虐待の防止等への対応の検討

- 6 地域を基盤とした子どもの権利擁護を推し進めるための人材育成のあり方の検討
- 7 国・他団体の会議への参画
- 8 他団体との連携による政策提言活動
- 9 子どもの権利擁護支援プロジェクトチーム
 - (1) 子どもの権利擁護に関する研修会の企画・開催（集合）
 - (2) 2027年度以降の調査研究事業実施に向けた検討

■ソーシャルインクルージョン部

○生活困窮者支援委員会

貧困問題の解決に向け、生活困窮状態にある人々の生存権保障の実現と権利擁護に関する次の事業を実施

- 1 都道府県社会福祉士会のニーズ調査を踏まえた体制整備支援の意見交換会の検討
- 2 全国研究集会の企画・開催（地域包括ケア推進委員会との合同企画）（オンライン）
- 3 国等の施策動向に関する情報収集及び都道府県社会福祉士会への情報提供
- 4 国等の施策動向への要望・政策提言
- 5 居住支援、住まい相談支援員等に関する本会の活動についての検討
- 6 多文化ソーシャルワークプロジェクト
 - (1) 外国人支援における人材養成のための研修の開催（集合）
 - (2) 外国人支援における人材養成のための研修移管説明会の準備
 - (3) 外国人支援における人材養成のためのe-ラーニングの制作
 - (4) 外国人支援の制度施策についての情報収集を行い、これまでの調査研究事業の成果を振り返り、具体的な政策提言に向けた検討

○リーガル・ソーシャルワーク研究委員会

司法分野における社会福祉士の職域拡大と実践する社会福祉士がソーシャルワーク機能を発揮できるよう支援することを目的に次の事業を実施

- 1 司法福祉全国研究集会の企画・開催（オンライン）
- 2 司法福祉に関する担当者の都道府県社会福祉士会への配置を目指し、リーダー養成研修の開発、司法福祉担当者等を対象とした会議の開催（オンライン）
- 3 更生支援に関するヒアリング調査及びハンドブックの開発
- 4 日本弁護士連合会、日本精神保健福祉士協会等の関係機関とそれぞれの専門職の視点を理解するため、意見交換会等の開催
- 5 司法分野に就労する社会福祉士への支援に関する取り組みの検討
- 6 更生支援計画検討プロジェクトチーム
 - (1) 司法福祉に関する担当者の都道府県社会福祉士会への配置を目指し、更生支援計画に関するリーダー養成研修の開発
 - (2) 更生支援に関する調査の実施

■独立型社会福祉士支援部

○独立型社会福祉士委員会

- 1 独立型社会福祉士の資質の向上を図り、独立型社会福祉士とその活動を広く社会に周知
- 2 独立型社会福祉士に関する活動基盤の強化と本会の支援体制の整備、都道府県社会福祉士会との連携、及び独立型社会福祉士相互の連携を図るため次の事業を実施
 - (1) 独立型社会福祉士名簿登録制度の運営、見直しの検討
 - (2) 独立型社会福祉士研修の企画・開催（オンライン）
 - (3) 独立型社会福祉士全国実践研究集会の企画・開催（集合）
 - (4) 独立型社会福祉士へのサポート体制の検討（都道府県社会福祉士会の体制整備等）
 - (5) 「独立型社会福祉士」の位置づけ等にかかる検討
 - (6) 独立型社会福祉士名簿登録要件の経過措置期限の検討
 - (7) 独立型社会福祉士に関する状況調査（都道府県社会福祉士会の委員会設置状況等）
 - (8) 独立型社会福祉士に関する都道府県社会福祉士会との意見交換

■生涯研修部（生涯研修センター）

○生涯研修センター

- 1 生涯研修制度のあり方の検討
- 2 全国生涯研修委員会議プログラムの検討
- 3 研修に関する本会と都道府県社会福祉士会の意見交換
- 4 e-ラーニング、生涯研修にかかる重要事項の協議
- 5 生涯研修制度管理システムの改修

○生涯研修センター企画・運営委員会

- 1 生涯研修制度における研修プログラムの開発・実施
 - (1) 保健医療専門研修の検討
 - (2) e-ラーニングの検討
- 2 （仮称）スーパービジョン体制整備検討プロジェクトチーム
 - (1) スーパービジョン研修体制の検討と計画の作成
 - (2) 都道府県社会福祉士会におけるスーパービジョン実施体制整備の支援
 - (3) スーパーバイザーリーダー養成研修（仮）のプログラムを開発
 - (4) グループスーパービジョン実施体制の検討
- 3 基礎研修プログラム検討プロジェクトチーム
 - (1) 基礎研修プログラムの見直し
 - (2) (1) の見直し内容をもとに教材への反映（ワークブック改訂、e-ラーニング制作）
 - (3) 講義要綱及び基礎研修運営マニュアルの改訂
 - (4) 新プログラムの都道府県社会福祉士会への周知
 - (5) 基礎研修講師養成研修の開催（オンライン）

- 4 実習指導者講習会検討プロジェクトチーム
 - (1) 都道府県社会福祉士会実習指導担当者会議の開催（オンライン）
- 5 認定社会福祉士制度との関係調整
 - (1) 研修認証申請に関する調整
 - (2) スーパーバイザー登録説明会の受託（1回）
 - (3) 認定社会福祉士認定研修・認定社会福祉士更新研修の開催（オンライン）
 - (4) 強化ルート研修の開催（テキスト・オンライン）
- 6 移管研修のフォローアップ
- 7 研修関係の規程類の管理
- 8 生涯研修制度の説明・広報・啓発等

○認定社会福祉士登録推進委員会

認定社会福祉士制度の広報、啓発及び同制度における認定社会福祉士の登録に関する次の事業を実施

- 1 認定社会福祉士制度の広報活動（制度説明、研修情報等の提供）
- 2 認定社会福祉士の新規登録及び更新登録の推進に関する事項
- 3 認定社会福祉士登録にかかる事務
- 4 認定社会福祉士登録者の情報管理
- 5 認定社会福祉士の公表（本会ホームページへの掲載）
- 6 認定社会福祉士認定研修の開催（オンライン）
- 7 理論・アプローチ等に関するe-ラーニングの制作
- 8 認定社会福祉士の外部評価を高める方法についての検討

<事務局>

○管理局関係

- 1 日本社会福祉士会ニュースの発行（年4回）
- 2 日本社会福祉士会ホームページにかかる事務
- 3 社会福祉士全国統一模擬試験事業支援
- 4 全国大会（青森大会）運営支援
- 5 都道府県社会福祉士会会員管理、会費徴収委託事務及び業務支援
- 6 社会福祉士賠償責任保険Aプラン運用にかかる事務
- 7 国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）対応
- 8 日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）対応
- 9 ソーシャルケアサービス研究協議会対応

○ソーシャルワーク推進局関係

- 1 権利擁護推進部に関する事項
 - (1) 社会福祉士賠償責任保険Cプラン及びEプラン運用にかかる事務
 - (2) ぱあとなあ受任状況全国集計・公表事務
 - (3) ぱあとなあ名簿登録料徴収等委託事務
 - (4) 成年後見事業被害者救済金・見舞金制度に関する事務

- 2 独立型社会福祉士支援部に関する事項
 - (1) 独立型社会福祉士名簿登録制度の運営
 - (2) 社会福祉士賠償責任保険 B プラン及び D プラン運用にかかる事務

○生涯研修局関係

- 1 生涯研修センターホームページ運用
- 2 生涯研修制度管理システム運営・管理
- 3 e-ラーニングシステムの運営・管理
- 4 研修受講受付・修了証発行
- 5 生涯研修手帳の発行
- 6 スーパーバイザー登録申請受付事務
- 7 認定社会福祉士登録管理システムの運用・管理

○認定社会福祉士認証・認定機構関係

※認定機構から委託を受けて次の事業の事務局を担う

- 1 認定機構総会、理事会及び委員会の開催
- 2 研修認証の審査及び認証
- 3 認定社会福祉士認定の審査及び認定
- 4 スーパーバイザー登録の審査及び登録
- 5 スーパービジョン実施にかかる事項
- 6 認定社会福祉士認定研修・認定社会福祉士更新研修・強化ルート研修開催のための支援
- 7 認定社会福祉士認証・認定機構ホームページの管理
- 8 認定社会福祉士制度管理システム運営・管理

2026 年度事業計画 委員会・プロジェクトチーム

局	部	委員会・プロジェクト	プロジェクト期間等	
管理 局	総務部	組織委員会		
		危機管理・災害対策等検討委員会		
		予算・政策制度要望 PT	継続 25～26 年度	
		プロモーション委員会		
		広報委員会	新規 26 年度～	
	(独立委員会)	綱紀委員会		
	(独立委員会)	学会運営委員会		
	(独立委員会)	選挙管理委員会		
	(独立委員会)	倫理委員会	研究に関する倫理 審査	
企画室	企画室	業務執行理事が担 当		
ソシ ヤル ワ ー ク 推 進 局	権利擁護推進部	権利擁護推進部合同委員会		
		後見委員会	本委員会	
			中核機関研修 PT	新規 26 年度～
			成年後見人材育成研修テキスト 見直し PT	新規 26 年度～
		権利擁護推進あり方検討委員会		
	地域生活支援部	地域包括ケア推進委員会		
		子ども家庭支援委員会	本委員会	
			子どもの権利擁護支援 PT	継続 25～26 年度
	ソーシャルインク ルージョン部	生活困窮者支援委員会	本委員会	
			多文化ソーシャルワーク PT	継続 22～26 年度
		リーガル・ソーシャルワ ーク研究委員会	本委員会	
	更生支援計画検討 PT	新規 26 年度～		
独立型社会福祉士 支援部	独立型社会福祉士委員会			
生涯 研修 局	生涯研修部 (生涯研修センタ ー)	本委員会		
		(仮称) スーパービジョン体制 整備検討 PT	新規 26 年度～	
		基礎研修プログラム検討 PT	継続 22～26 年度	
		実習指導者講習会検討 PT	継続 25～26 年度	
		認定社会福祉士登録推進委員会		

公益社団法人 日本社会福祉士会

2025年度臨時総会

第2号報告

2026年度収支予算

JACSW

2026年度 収支予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,000	1,000	0
基本財産受取利息	1,000	1,000	0
特定資産運用益	77,000	7,000	70,000
特定資産受取利息	77,000	7,000	70,000
受取会費	239,770,000	238,146,000	1,624,000
正会員受取会費	238,950,000	237,306,000	1,644,000
賛助会員受取会費	820,000	840,000	△ 20,000
事業収益	38,336,000	38,352,000	△ 16,000
研修収入	16,195,000	11,892,000	4,303,000
修了証等発行収入	140,000	140,000	0
出版物販売等収入	1,970,000	2,195,000	△ 225,000
印税収入	2,882,000	4,500,000	△ 1,618,000
後見登録料徴収代行手数料	460,000	399,000	61,000
名簿登録料収入	900,000	800,000	100,000
認定登録料収入	1,450,000	4,160,000	△ 2,710,000
会費管理手数料収入	4,740,000	4,452,000	288,000
業務受託収入	9,599,000	9,814,000	△ 215,000
受取負担金	24,110,000	23,212,000	898,000
受取負担金	24,110,000	23,212,000	898,000
受取寄附金	100,000	100,000	0
受取寄附金	100,000	100,000	0
雑収益	13,305,000	18,829,000	△ 5,524,000
受取利息	80,000	1,000	79,000
広告料収入	508,000	508,000	0
資料販売収入	12,078,000	17,655,000	△ 5,577,000
雑収益	639,000	665,000	△ 26,000
経常収益計	315,699,000	318,647,000	△ 2,948,000
(2) 経常費用			
事業費	294,625,890	299,110,718	△ 4,484,828
給料手当	90,543,800	91,004,400	△ 460,600
臨時雇賃金	1,545,000	1,512,000	33,000
法定福利費	15,684,360	15,810,230	△ 125,870
福利厚生費	2,283,200	2,253,200	30,000
通勤費	3,006,200	2,787,050	219,150
修繕費	82,000	87,000	△ 5,000
光熱水料費	974,160	1,200,600	△ 226,440
賃借料	12,277,040	12,023,400	253,640
リース料	763,320	987,320	△ 224,000
会員管理費	2,498,000	2,038,000	460,000
租税公課	2,912,900	2,808,048	104,852
減価償却費	5,491,050	7,537,010	△ 2,045,960
支払寄附金	500,000	500,000	0
システム管理費	16,544,300	16,224,550	319,750
大会費	500,000	2,500,000	△ 2,000,000
業務委託費	20,114,000	20,064,000	50,000

2026年度 収支予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
旅費交通費	18,896,000	16,677,000	2,219,000
諸謝金	7,822,000	7,978,000	△ 156,000
会場費	3,643,000	3,574,000	69,000
通信運搬費	28,856,500	29,205,960	△ 349,460
事務消耗品費	1,961,680	2,213,380	△ 251,700
印刷製本費	31,104,460	34,807,110	△ 3,702,650
諸会費	5,713,000	5,007,000	706,000
保険料	7,974,220	7,510,670	463,550
支払助成金	10,000,000	9,971,000	29,000
雑費	2,935,700	2,829,790	105,910
管理費	53,891,110	50,044,282	3,846,828
役員報酬	240,000	200,000	40,000
給料手当	20,509,200	16,612,600	3,896,600
臨時雇賃金	515,000	504,000	11,000
法定福利費	3,560,640	2,845,770	714,870
福利厚生費	1,188,800	1,076,800	112,000
通勤費	795,800	533,950	261,850
渉外費	156,000	156,000	0
修繕費	18,000	13,000	5,000
光熱水料費	213,840	179,400	34,440
賃借料	2,694,960	1,796,600	898,360
リース料	148,680	134,680	14,000
租税公課	28,100	31,952	△ 3,852
減価償却費	773,950	1,382,990	△ 609,040
諸報酬	3,196,000	3,266,000	△ 70,000
システム管理費	579,700	531,450	48,250
業務委託費	2,717,000	2,717,000	0
旅費交通費	10,305,000	10,691,000	△ 386,000
諸謝金	145,000	201,000	△ 56,000
会場費	1,350,000	1,533,000	△ 183,000
通信運搬費	1,102,500	853,040	249,460
事務消耗品費	328,320	243,620	84,700
印刷製本費	948,540	1,313,890	△ 365,350
諸会費	738,000	978,000	△ 240,000
保険料	300,780	263,330	37,450
新聞図書費	521,000	890,000	△ 369,000
支払利息	0	5,000	△ 5,000
雑費	816,300	1,090,210	△ 273,910
経常費用計	348,517,000	349,155,000	△ 638,000
当期経常増減額	△ 32,818,000	△ 30,508,000	△ 2,310,000
税引前当期一般正味財産増減額	△ 32,818,000	△ 30,508,000	△ 2,310,000
法人税等	70,000	70,000	0
税引後当期一般正味財産増減額	△ 32,888,000	△ 30,578,000	△ 2,310,000

2026年度 収支予算書内訳表

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	共通	小計	収1	他1	小計		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000
基本財産受取利息			0			0	1,000	1,000
特定資産運用益	36,000	0	36,000	0	36,000	36,000	5,000	77,000
特定資産受取利息	36,000		36,000		36,000	36,000	5,000	77,000
受取会費	0	119,885,000	119,885,000	0	0	0	119,885,000	239,770,000
正会員受取会費		119,475,000	119,475,000			0	119,475,000	238,950,000
賛助会員受取会費		410,000	410,000			0	410,000	820,000
事業収益	14,385,000	0	14,385,000	4,852,000	19,099,000	23,951,000	0	38,336,000
研修収入	14,255,000		14,255,000		1,940,000	1,940,000		16,195,000
修了証等発行収入	130,000		130,000		10,000	10,000		140,000
出版物販売等収入			0	1,970,000		1,970,000		1,970,000
印税収入			0	2,882,000		2,882,000		2,882,000
後見登録料徴収代行手数料			0		460,000	460,000		460,000
名簿登録料収入			0		900,000	900,000		900,000
認定登録料収入			0		1,450,000	1,450,000		1,450,000
会費管理手数料収入			0		4,740,000	4,740,000		4,740,000
業務受託収入	0		0		9,599,000	9,599,000		9,599,000
受取負担金	17,320,000	0	17,320,000	0	6,790,000	6,790,000	0	24,110,000
受取負担金	17,320,000		17,320,000		6,790,000	6,790,000	0	24,110,000
受取寄附金	100,000	0	100,000	0	0	0	0	100,000
受取寄附金	100,000		100,000			0		100,000
雑収益	12,586,000	0	12,586,000	0	495,000	495,000	224,000	13,305,000
受取利息			0			0	80,000	80,000
広告料収入	508,000		508,000			0	0	508,000
資料販売収入	12,078,000		12,078,000		0	0		12,078,000
雑収益	0		0	0	495,000	495,000	144,000	639,000
経常収益計	44,427,000	119,885,000	164,312,000	4,852,000	26,420,000	31,272,000	120,115,000	315,699,000

2026年度 収支予算書内訳表

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	共通	小計	取1	他1	小計		
(2)経常費用								
事業費	217,737,900	0	217,737,900	1,345,420	75,542,570	76,887,990		294,625,890
給料手当	71,647,950		71,647,950	623,100	18,272,750	18,895,850		90,543,800
臨時雇賃金	1,442,000		1,442,000	0	103,000	103,000		1,545,000
法定福利費	12,380,020		12,380,020	115,330	3,189,010	3,304,340		15,684,360
福利厚生費	1,765,600		1,765,600	16,800	500,800	517,600		2,283,200
通勤費	2,282,150		2,282,150	27,800	696,250	724,050		3,006,200
修繕費	64,000		64,000	1,000	17,000	18,000		82,000
光熱水料費	760,320		760,320	11,880	201,960	213,840		974,160
賃借料	9,582,080		9,582,080	149,720	2,545,240	2,694,960		12,277,040
リース料	528,640		528,640	8,260	226,420	234,680		763,320
会員管理費	0		0	0	2,498,000	2,498,000		2,498,000
租税公課	1,767,120		1,767,120	224,650	921,130	1,145,780		2,912,900
減価償却費	4,553,300		4,553,300	33,650	904,100	937,750		5,491,050
支払寄附金	500,000		500,000	0	0	0		500,000
システム管理費	14,097,600		14,097,600	21,650	2,425,050	2,446,700		16,544,300
大会費	500,000		500,000	0	0	0		500,000
業務委託費	10,067,000		10,067,000	0	10,047,000	10,047,000		20,114,000
旅費交通費	15,832,000		15,832,000	0	3,064,000	3,064,000		18,896,000
諸謝金	6,675,000		6,675,000	0	1,147,000	1,147,000		7,822,000
会場費	3,055,000		3,055,000	0	588,000	588,000		3,643,000
通信運搬費	22,732,000		22,732,000	47,750	6,076,750	6,124,500		28,856,500
事務消耗品費	1,431,360		1,431,360	18,240	512,080	530,320		1,961,680
印刷製本費	27,748,920		27,748,920	28,530	3,327,010	3,355,540		31,104,460
諸会費	5,713,000		5,713,000	0	0	0		5,713,000
保険料	1,043,440		1,043,440	6,710	6,924,070	6,930,780		7,974,220
支払助成金	0		0	0	10,000,000	10,000,000		10,000,000
雑費	1,569,400		1,569,400	10,350	1,355,950	1,366,300		2,935,700

2026年度 収支予算書内訳表

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	共通	小計	収1	他1	小計		
管理費							53,891,110	53,891,110
役員報酬							240,000	240,000
給料手当							20,509,200	20,509,200
臨時雇賃金							515,000	515,000
法定福利費							3,560,640	3,560,640
福利厚生費							1,188,800	1,188,800
通勤費							795,800	795,800
渉外費							156,000	156,000
修繕費							18,000	18,000
光熱水料費							213,840	213,840
賃借料							2,694,960	2,694,960
リース料							148,680	148,680
租税公課							28,100	28,100
減価償却費							773,950	773,950
諸報酬							3,196,000	3,196,000
システム管理費							579,700	579,700
業務委託費							2,717,000	2,717,000
旅費交通費							10,305,000	10,305,000
諸謝金							145,000	145,000
会場費							1,350,000	1,350,000
通信運搬費							1,102,500	1,102,500
事務消耗品費							328,320	328,320
印刷製本費							948,540	948,540
諸会費							738,000	738,000
保険料							300,780	300,780
新聞図書費							521,000	521,000
雑費							816,300	816,300
経常費用計	217,737,900	0	217,737,900	1,345,420	75,542,570	76,887,990	53,891,110	348,517,000
当期経常増減額	△ 173,310,900	119,885,000	△ 53,425,900	3,506,580	△ 49,122,570	△ 45,615,990	66,223,890	△ 32,818,000
他会計振替前 当期一般正味財産増減額	△ 173,310,900	119,885,000	△ 53,425,900	3,506,580	△ 49,122,570	△ 45,615,990	66,223,890	△ 32,818,000
他会計振替額		1,630,242	1,630,242	△ 1,630,242		△ 1,630,242		0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 173,310,900	121,515,242	△ 51,795,658	1,876,338	△ 49,122,570	△ 47,246,232	66,223,890	△ 32,818,000
法人税等			0			0	70,000	70,000
税引後当期一般正味財産増減額	△ 173,310,900	121,515,242	△ 51,795,658	1,876,338	△ 49,122,570	△ 47,246,232	66,153,890	△ 32,888,000

財務三基準(予測) 中期的収支均衡: △44,595,658円
公益目的事業比率: 210,537,900円/341,317,000円=61.7%
使途不特定財産の保有制限: 209,400,899円以下

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A022370
	至	令和9年3月31日	法人名	公益社団法人日本社会福祉 士会

認定規則第45条第3号

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入れの予定		なし		
事業 区分	番号	借入先	金額	用途
			円	

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

設備投資の予定		なし		
事業 区分	番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法 又は取得資金の用途
			円	

【法人の事業について】

認定規則第45条第4号

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A022370
	至	令和9年3月31日	法人名	公益社団法人日本社会福祉士会

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	社会福祉士の資質の向上、権利擁護及び社会福祉の増進に寄与するための事業

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業名等
収 1	物品販売等事業

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他 1	都道府県社会福祉士会会員の相互扶助等に関する事業

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	社会福祉士の資質の向上、権利擁護及び社会福祉の増進に寄与するための事業	61.7

[1] 事業の概要について (注1)

社会福祉士は社会福祉業務に係る国家資格であり、本会は社会福祉士によって構成される全国47都道府県の社会福祉士会を会員とする連合体組織である。

事業実施にあたっては、取り扱う社会福祉の分野毎に各専門委員会を設置し、当該専門委員会が中心となって、研修等の開催、調査研究の実施等を行っている。

専門委員会は、そのときの社会情勢に応じて、取り扱う社会福祉の分野を臨機応変に対応させ、適宜、新設・統廃合等を行っているが、いずれの委員会も、社会福祉士の資質の向上、権利擁護及び社会福祉の増進に寄与するため、研修等の開催、調査研究の実施等を行う点では共通しており、事業内容の本質的な部分は共通している。

本会は、社会福祉士の資質の向上に努め、人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的として、以下の事業を行っている。

1. 研修等事業

社会福祉士が直面する福祉的課題は時代とともに変化するものであり、社会福祉士がその変化に対応し、社会福祉の専門職として社会的な役割を果たしていくためには、専門性の向上と継続的な自己研鑽が不可欠である。

また社会福祉士及び介護福祉士法第47条の2においても、社会福祉士は、「社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない」と定められており、社会福祉士は資質向上の責務を負っている。

社会福祉士は、社会福祉の現場で活動する社会福祉の専門家であり、社会福祉士の資質の向上は、社会福祉の増進に寄与し、もって、不特定多数の利益の増進に寄与するものである。

そこで、本会では社会福祉士の資質の向上を図るために、社会福祉士に対する社会的要請を踏まえた研修カリキュラムを各委員会において企画・開発し、本会主催の研修会・研究会等を実施するほか、本会の作成した研修カリキュラムを各都道府県社会福祉士会へ伝達し、各都道府県社会福祉士会において同内容の研修会を実施することによって、全国的な社会福祉士の資質の向上を図っている。

本会においては、社会福祉の専門家としてのキャリアパスをサポートするため、年次別・分野別に定めた体系的な生涯研修制度を設けており、当該研修制度の中で、受講生の履修管理を行い、個々の社会福祉士の計画的・継続的な受講を促している。

また、社会福祉の実践に関する専門知識・技術の普及に努めるため、社会福祉士に限らず、行政担当者や、社会福祉施設勤務者等の社会福祉関係者を対象とした研修も開催している。

さらに、社会福祉に関する普及啓発、社会福祉関係者の相互研鑽の観点から、日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会を開催している。全国大会では、講演会・シンポジウムなどが行われ、社会福祉士が直面する課題について参加者全員で考え、社会福祉士の役割について理解を深めるとともに、社会福祉士の活動のあり方を考える機会を提供している。学会では、分科会ごとにテーマを設定し、都道府県社会福祉士会会員による研究成果の発表、シンポジウムの実施、研修報告会などを行い、実践に基づく研究事例から参加者とともに社会福祉士の機能・役割等を考え、情報を共有し、知識の向上を図っている。

2. 調査研究事業

社会福祉士は、その時代における社会問題や法令改正などによって絶えず変化する社会的な要請に対応していく必要がある。そのためには、社会福祉の実践において生じている問題に関する事例収集や調査研究を行い、分析・検討し、解決策を求め、それを広く社会福祉の現場にフィードバックすることが必要である。

そこで本会では、調査研究等による社会福祉士の資質の向上、権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的として以下の事業を行っている。

(1) 調査研究

テーマ別に設置された各委員会において、社会問題や法令改正などの社会情勢を踏まえ、取り組むべき課題を設定し、当該課題に対応するため、国の委託や補助を受けながら、調査研究を行っている。当該調査の結果は本会のホームページ上で公表するほか、その結果を手引き・研修会・研究発表など様々な形で社会福祉の現場に提供している。

(2) 関係機関・関係団体に対する情報収集・情報発信

本会は、社会福祉に関連する国の会議・ワーキンググループ等への参画や、法令改正にあたってのパブリックコメントの提出などを通じて、社会福祉士及び社会福祉現場の要請が適切に政策に反映されるよう提言活動を行い、権利擁護・社会福祉の増進に努めている。

また、本会は、国際ソーシャルワーカー連盟に加盟し、国際会議に参加することで、海外における社会福祉の現状の情報収集、日本における社会福祉の現状の情報発信を行っている。国際活動によって得られた情報については、本会の機関誌およびホームページ等においてその内容を広く一般に情報提供している。

(3) 研究誌・機関誌等の発行

本会では、社会福祉に関する研究論文、全国大会における講演内容等をまとめた研究誌「社会福祉士」を発行し、都道府県社会福祉士会会員に頒布するとともに、ホームページ等で有償頒布している。

また、本会では、委員会、全国大会、国際会議等の活動を通じて得た社会福祉に関する有用な情報をとりまとめた機関紙「日本社会福祉士会ニュース」を年数回発行し、社会福祉に関する情報の提供に努めている。なお、当該「日

本社会福祉士会ニュース」は、本会のホームページにおいて公開しており、誰でも無償で閲覧することが可能となっている。

3. 相談事業

本会と都道府県社会福祉士会は、成年後見に関する相談等を行う権利擁護センター「ばあとなあ」を設置している。「ばあとなあ」は、判断能力にハンディを持つ人々等の権利擁護支援を目的として設置した相談窓口である。

まず、社会福祉士が電話等による相談対応により問題を把握し、問題解決のために利用できる制度のコーディネートを行い、必要に応じて、家庭裁判所への申立手続きに関する相談支援、成年後見人等の紹介、地域の関係機関の紹介などを行っている。

本会「ばあとなあ」は、直接の相談受付の対応を行い、具体的案件については都道府県「ばあとなあ」につないでいる。また、各都道府県「ばあとなあ」の活動を支援するため、1) 都道府県「ばあとなあ」の困難ケースに対する指導・助言や不適切な事務執行を防止するための指導・助言、2) 都道府県「ばあとなあ」事業運営上の指導・助言と体制整備、3) 都道府県「ばあとなあ」の活動に関する基準の制定やガイドラインの整備、4) 受任状況の全国的把握と公表等の活動を行っている。

また、本会は、都道府県「ばあとなあ」の活動に関する基準やガイドライン等の情報の共有化、都道府県「ばあとなあ」における実務運営上の課題への相談、「ばあとなあ」の運営のあり方の検討等を行う都道府県「ばあとなあ」の担当者を対象とした会議を開催しており、全国の「ばあとなあ」運営の質の確保を図っている。

4. 社会福祉活動

本会は、日本における社会福祉の職能団体の一つとして、その時の社会情勢に応じ、災害支援活動等必要と考えられる社会福祉活動を実施している。

特に、大規模災害が発生した場合においては、被災者の相談対応や実態調査、地域ネットワークの再構築支援など、災害発生直後だけではなく、その後の継続的な支援において、社会福祉士が果たす役割は非常に重要なものとなる。

そこで全国の社会福祉士会で構成される本会が中心となり、都道府県社会福祉士会の協力のもと、臨機応変な社会福祉活動を実践している。

(事業をまとめた理由)

上記の事業は、いずれも社会福祉士の資質の向上、権利擁護及び社会福祉の増進を目的として実施しているものである。本会の事業活動は、社会福祉のテーマごとに各担当委員会において上記の事業を複合的に実施しているものであり、各事業は、密接不可分の関係にある。よって、本会においては、上記の事業を一つの公益目的事業としてまとめている。

(事業の実施のための財源、事業に必要な建物等の主な資産について)

上記事業による直接の収入としては、主として以下の収入がある。不足分は本会の会費によって賄っている。事業に必要な建物等の主な資産については、本会の事務所及び外部の研修会場等があり、いずれも賃借によっている。

- (1) 研修収入
- (2) 修了証明書発行収入
- (3) 業務受託収入
- (4) 受取負担金
- (5) 受取国庫補助金
- (6) 受取民間助成金

(受託事業について)

国・地方公共団体その他公益的な団体からの委託を要請された事業については、その事業が本会の目的に合致し、公益性が認められると判断した場合、実施している。

(事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分)

本会は、全国組織であり、各都道府県社会福祉士会を会員とする連合体組織である。事業活動の範囲は日本全域に及ぶため、本会のみで直接実施することが困難な部分については、都道府県社会福祉士会をはじめとする第三者の協力を得て実施している。ただし、委託にあたっては、本会の担当委員会で実質的な内容の検討・企画、方針の策定などを行ったうえで、実際の運営を外部に委託しており、いわゆる丸投げにあたるような委託は行っていない。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公	1
------	---	---

[2] 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第6条第1項第1、2、3、4、5、6、7、8号
事業の種類(別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
03	本会は、社会福祉に関する研修等の実施・調査研究・相談等の事業を実施することにより、人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進を図っており、これらの事業は、認定法2条別表第3号の「障害者若しくは生活困窮者または事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業」に該当すると考える。
04	本会は、社会福祉に関する研修等の実施・調査研究・相談等の事業を実施することにより、人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進を図っており、これらの事業は、認定法2条別表第4号の「高齢者の福祉の増進を目的とする事業」に該当すると考える。
05	本会は、社会福祉に関する研修等の実施・調査研究・相談等の事業を実施することにより、人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進を図っており、これらの事業は、認定法2条別表第5号「勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業」に該当すると考える。
07	本会は、社会福祉に関する研修等の実施・調査研究・相談等の事業を実施することにより、人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進を図っており、これらの事業は、認定法2条別表第7号「児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されません。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(研修等事業について)</p> <p>1.当該事業は、社会福祉士の資質の向上及び社会福祉に関する専門知識・技術等の普及を図り、もって権利擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的として実施するものであり、当該目的は本会の定款上の目的として明示されている。</p> <p>2.研修等の開催情報については、ホームページなどで広く告知している。また、行政担当者を対象とする研修など特殊なテーマに関する研修等については対象となる各都道府県自治体に案内を郵送するなどして、広く参加を募集している。本会の実施する研修等は、基本的には広く一般に受講機会を開いているが、一部の研修等については、合理的な理由に基づき一定の受講要件を設けている。それぞれの受講要件については以下のとおりである。</p> <p><受講に制限のない研修等について> 研修等の内容が一般的で、広く一般に受講機会を開くことが社会福祉の増進に寄与と思われる研修等については、誰でも受講が可能である。研修会の開催情報については、ホームページなどを通して広く一般に周知しており、受講の機会が一般に開かれている。</p> <p><社会福祉士資格を前提とした専門的な内容の研修等について> 内容が社会福祉士資格を前提とする研修等については、質の確保の観点から、参加者を社会福祉士に限定している。研修等の内容によっては、社会福祉士であっても一定の実務経験や、一定単位の研修の履修などを要件としているものもあるが、いずれも質の確保の観点から要件を設けているものである。これらの研修等の中には対象者を各都道府県社会福祉士会会員としているものもあるが、各都道府県社会福祉士会の会員は基本的に社会福祉士であれば誰でもなれるため、実質的には社会福祉士全般に広く受講の機会が開かれているといえる。</p> <p><特定の業務従事者を対象とする研修等について> 行政担当者向けの研修等や、特定の専門分野に従事する担当者向けの研修等など、特殊なテーマに関する研修等については、質の確保の観点から受講要件を設けている。対象者であれば誰でも受講可能である。</p> <p><講師予定者を対象とする研修等について> 広く社会福祉に関する知識の普及を図るため、全国各地において実施する研修の講師予定者を対象とした研修を行っている。当該講師予定者は、研修テーマに関する相応の知識と実務経験を有し、講師として適当な人物である必要があるため、各都道府県社会福祉士会から推薦を受けた都道府県社会福祉士会会員としている。当該研修の受益の対象者は、受講者ではなく、全国において当該講師が行う研修を受講する多くの社会福祉士等であるため、受講の機会が広く開かれているといえる。</p> <p>3.いずれの研修についても、各分野における十分な知識・経験を有する社会福祉士、学識経験者等の専門家が講師を務めており、専門家が適切に関与している。</p> <p>4.本会の内規に基づいて適切な金額を支払っている。</p>	

(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(調査研究事業について)</p> <p>1. 本事業は、社会福祉の実践において生じている問題に関して事例収集・調査研究を行い、分析・検討することで、具体的な解決策・対応策を求め、それを広く社会福祉の現場にフィードバックすることにより、本会の目的である社会福祉の増進に寄与しているものであり、当該目的は本会の定款上の目的として明示されている。</p> <p>2. 調査研究の成果は、ホームページ等で広く一般に公表している。また、調査研究結果を研修カリキュラムに反映させたり、調査結果を受けて新たな権利擁護支援システムを構築する等により、調査結果を広く社会に還元している。</p> <p>3. 調査研究は、各テーマごとに設置された本会の委員会において行っており、当該委員会は、社会福祉に関する豊富な知識と経験を有する社会福祉士や学識経験者などによって構成されているため、専門家が適切に関与しているといえる。</p> <p>4. アンケート調査・集計等を外部に委託することはあるが、調査結果の分析・検討等は、本会の委員会において行っており、いわゆる丸投げによる委託はない</p>	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(研究誌・機関紙について)</p> <p>1. 本事業は、研究誌及び機関紙の企画・編集・発行を通して、社会福祉関係者の知識の向上、実践の支援をすることにより、社会福祉の増進に寄与することを目的としており、当該目的は本会の定款上の目的として明示されている。</p> <p>2. 研究誌は、都道府県社会福祉士会会員に頒布するとともに、ホームページ等で有償頒布している。</p> <p>また、機関紙は、都道府県社会福祉士会会員に頒布するとともに、ホームページ上で誰でも閲覧可能としている。</p> <p>イ 研究誌の企画・編集・発行は、本会の委員会で行っており、当該委員会は、社会福祉に関する豊富な知識と経験を有する社会福祉士や学識経験者などによって構成されているため、専門家が適切に関与しているといえる。</p> <p>また、機関紙の記事の内容は、関連する各委員会の委員等に依頼しており、委員は社会福祉に関する豊富な知識と経験を有する社会福祉士や学識経験者などによって構成されているため、専門家が適切に関与しているといえる。</p> <p>ウ 研究誌は、都道府県社会福祉士会会員が行った研究のうち優秀なものを選考し、その研究成果を掲載している。選考に当たっては、本会の委員会が執筆者無記名で評価表を作成し、公正な審査を行っている。</p> <p>エ 研究誌及び機関紙は、社会福祉に関する専門的な内容や、実践に役立つ内容となっており、社会福祉の増進を目的とした内容であることは明らかである。</p>	
(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>(相談事業について)</p> <p>1. 当該事業は、権利擁護に関する相談を行うことにより、権利擁護及び社会福祉の増進を目的としており、当該目的は本会の定款上の目的として明示されている。</p> <p>2. 相談は誰でも利用可能である。本会及び各都道府県社会福祉士会のホームページ等に問い合わせ先を掲載することで、広く利用を呼び掛けている。</p> <p>3. 相談は、社会福祉士が行っており、専門家が適切に関与しているといえる。また、都道府県社会福祉士会のばあとなあ担当者会議による情報交換や、都道府県のばあとなあ運営に関する助言・指導等を行うことにより、ばあとなあ運営の質の確保を図っている。</p>	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(社会福祉活動について)</p> <p>1. 本事業は、日本における社会福祉の職能団体の一つとして、その時の社会情勢に応じ、必要とされるボランティア等の社会福祉活動を行うことにより、権利擁護・社会福祉の増進に寄与することを目的としており、当該目的は本会の定款においても明示している。</p> <p>2. 本事業は、社会福祉士による支援を必要としていると認められる現場において実施しており、受益の機会是一般に開かれている。</p> <p>イ 事業の実施に当たっては、社会福祉士をはじめとする専門家が適切な支援を行っている。</p> <p>ウ 該当なし。</p> <p>エ 該当なし。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
収 1	物品販売等事業	第6条第1項第10号
事業の概要		
会員バッジ等のグッズ、専門書籍、本会が推薦する受験対策書籍等の販売を行っている。 また、社会福祉士の模擬試験の後援等を行っている。		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注1）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について（注2）		

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	都道府県社会福祉士会会員の相互扶助等に関する事業	第6条第1項第9号、10号
事業の概要		
<p>1. 都道府県社会福祉士会会員の活動支援を目的とした研修の実施</p> <p>2. 独立型社会福祉士の支援に関する事業</p> <p>本会では、都道府県社会福祉士会の会員である独立型社会福祉士を名簿登録し、独立型社会福祉士のネットワーク化を図り、活動基盤の整備を支援している。</p> <p>3. 社会福祉士賠償責任保険等の取り扱い</p> <p>本会では、都道府県社会福祉士会の会員が加入する賠償責任保険などの各種保険について保険会社と団体契約しており、会員は団体保険によって割安な保険料による加入が可能となっている。また、未成年後見人補償制度の運営主体として、保険契約の締結に関する事務や、保険金請求等に関する事務を行っている。</p> <p>4. 都道府県社会福祉士会の支援</p> <p>都道府県社会福祉士会の事務負担を軽減する観点から、都道府県社会福祉士会が徴収する会費や成年後見の名簿登録料の徴収代行事務等を行っている。</p> <p>5. 認定社会福祉士認証・認定機構の事務運営</p> <p>6. 認定社会福祉士認証・認定機構の資格登録機関として、認定登録者の管理等の事務局運営を行う。</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

公益社団法人 日本社会福祉士会

2025年度臨時総会

第3号報告

役員の辞任について

JACSW

公益社団法人 日本社会福祉士会
2025年度臨時総会

第1号事務連絡
規程類改正

JACSW

改正した規程類（2025年6月から2026年2月まで）

■第5回理事会（8月23日）において次のガイドラインの改正をしました。

1 活動報告書（業務監査）ガイドライン

権利擁護センターぱあとなあ ガイドライン第3号「活動報告書（業務監査）ガイドライン」の活動報告・参考様式2について、個別報告1-3の「災害時の安否確認」の項目が具体的にどのような内容の記載を求めているか理解しづらいため記載例を入れました。本ガイドラインの改正、施行日は2025年8月23日です。

なお、ガイドライン本文の改正はありません。

- ・活動報告・参考様式2 個別報告（1-1～3）の新旧は、「事務局月報NO.375（2025年9月号）『規程類新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■第7回理事会（10月18日）において次の規程の改正をしました。

1 特定費用準備資金及び特定資産取得・改良資金取扱規程

令和6年法律第29号（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律）、令和6年政令第322号（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令）及び令和6年内閣府令第8号（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令）に基づき、令和7年4月1日から公益目的事業の資金積立に関して「公益充実資金」の制度が創設されました。

「公益社団法人日本社会福祉士会 特定費用準備資金及び特定資産取得・改良資金取扱規程」を「公益社団法人日本社会福祉士会 公益充実資金等取扱規程」に名称変更し、公益充実資金についての規定を追加する改正をしました。

主な改正点

- ① 名称変更
- ② 定義への公益充実資金の追加とそれに伴う改正（第2条）
- ③ 公益充実資金の積立・取り崩しに関する規定の追加（第4条～第6条）
- ④ 公益充実資金の公表に関する規定の追加（第13条）

- ・規程の新旧対照表及び改正後の全文は、「事務局月報NO.377（2025年11月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■第8回理事会（11月15日）において次のガイドライン改正をしました。

1 成年後見人等候補者養成研修運営ガイドライン

改正内容とその理由

- ① 成年後見人等候補者養成研修運営ガイドライン「第7条（10） 受講費」受講費の基準について、50,000円から60,000円に改正しました。当初からガイドラインで提示し

ている受講費の基準額が 50,000 円から変わっておらず、会場費の高騰等、運営負担も当時に比べ重くなっていることから、より都道府県社会福祉士会が運営しやすいよう、基準額を引き上げました。

- ② 様式第 1 号 人材育成研修（委託研修）実施計画書 「項目⑭ 修了評価」修了評価について、修正しました。修了評価が○×の試験問題からレポートに変わったことに伴い、文言修正をしました。
- ③ 様式第 2 号 認証機構提出（届出事項）書式 「(2) 講師」の「担当、氏名及び略歴」欄の課目名・講師等を修正しました。新研修に伴い、課目名・講師等の文言修正をしました。
- ④ 様式第 3 号 終了報告書 終了報告 別紙 「1 受講者・修了者の状況」表の下に研修負担金の請求に関する注意書きを追加しました。研修負担金の請求事務において、都道府県社会福祉士会と本会の認識のずれにより、余計な事務を増やすことのないよう、注意書きを追加しました。
- ⑤ ガイドライン 8 号 別紙 成年後見人材育成研修 標準カリキュラム 課目名・課目の目標・講師・使用テキスト等を修正しました。新研修に伴い、課目名や使用テキスト等、必要な修正をしました。

・改正後のガイドライン全文、様式第 1～3 号及び別紙の新旧は、「事務局月報 NO. 378（2025 年 12 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

2 活動報告書（業務監査）ガイドライン

引き継ぎ状況の明確化のため、「活動報告書（業務監査）ガイドライン」の活動報告・参考様式 2「個人法定後見報告様式」における、個別報告 1-1 の「報告種別」の項目の修正及び付随する注意書きを追加する改正をしました。

なお、ガイドライン本文の変更はありません。施行日は 2025 年 11 月 15 日となります。

改正理由（改正前の課題）

- ① 改正前の項目では、「終了」「辞任」「引き継ぎ完了」の 3 項目がそれぞれ独立した選択項目で存在し、定期報告のタイミングで同時に報告を行っていることにより混乱を生じさせやすく、名簿登録者による報告ミスやそれに伴う県士会の差し戻し事務が生じているため改正しました。
- ② 引き継ぎ状況が明確化されていないことは、保険適用を行う受任ケースの誤認につながるおそれがある。また、誤認がないようにするための都道府県社会福祉士会の事務負担も大きいことから改正しました。

・活動報告・参考様式 2 個別報告（1-1～3）の新旧は、「事務局月報 NO. 378（2025 年 12 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■第9回理事会（12月20日）において次のガイドライン改正をしました。

1 活動報告書（業務監査）ガイドライン

改正内容

- ① 活動報告・参考様式2「個人法定後見報告様式」における、注意書き（※引き継ぎに課題があり、家裁と相談の上終了とみなすことについて承認を得た場合には、引き継ぎ完了とみなします。）の「引き継ぎに課題があり、」という文言を削除するとともに注意書きの位置を変更しました。
- ② 個人監督報告様式（個別報告 2-1～3）、個人任意後見報告様式（個別報告 3-1～3）、未成年後見報告様式（個別報告 4-1～3）、未成年監督報告様式（個別報告 5-1～3）において、今年度改正した参考様式2「個人法定後見報告様式」の内容に合わせた改正をしました。（災害時の安否確認の項目、報告種別の項目修正および付随する注意書きの追加）
- ③ 「障害程度区分」を「障害支援区分」に改正しました。
なお、ガイドライン本文の変更はありません。

改正の理由

- ① 「引き継ぎに課題があり」という文言があると、報告書の書き手は「課題」という文言に意識が向き、注意書きの意図が正しく伝わらない可能性が懸念されるため。
- ② 第8回理事会（11月15日）で改正した参考様式2（個別報告 1-1～3）の内容は、個人監督、個人任意後見、未成年後見、未成年監督すべてに共通した内容であり、すべての報告様式に改正が必要であったため。

・活動報告・参考様式2 個別報告（1-1～3、2-1～3、3-1～3、4-1～3、5-1～3）の新旧は、「事務局月報 NO. 379（2026年1月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

資 料

JACSW

2026年度 公益社団法人日本社会福祉士会 行事予定表 (変更となる可能性があります)

月	日	企画名	会場	都道府県社会福祉士会からの派遣	都道府県社会福祉士会推薦のある研修・会議等	規模等
4	18	第1回業務執行理事打合せ 第1回理事会	事務局			
5	16	第2回業務執行理事打合せ 第2回理事会	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
17	第1回全国生涯研修委員会議	オンライン				
6	20	第3回業務執行理事打合せ 第3回理事会	東京都内			
20	第38回通常総会	東京都内				
7	4	第4回業務執行理事打合せ	リンクステーションホール青森			
4-5	第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(青森大会)	リンクステーションホール青森				
18	第5回業務執行理事打合せ 第4回理事会	オンライン				
8	22	第6回業務執行理事打合せ 第5回理事会	事務局			
9	5	第7回業務執行理事打合せ 第6回理事会	東京都内		○	50名 47都道府県社会福祉士会
5-6	都道府県社会福祉士会会長会議	東京都内				
12-13	2026年度スーパーバイザー養成研修	東京都内				
27	第2回全国生涯研修委員会議	東京都内	○			
10	17	第8回業務執行理事打合せ 第7回理事会	オンライン			
11	21	第9回業務執行理事打合せ 第8回理事会	オンライン			
12	19	第10回業務執行理事打合せ 第9回理事会	オンライン			
1	16	第11回業務執行理事打合せ 第10回理事会	事務局			
2	6	第12回業務執行理事打合せ 第11回理事会	オンライン			
3	20	第13回業務執行理事打合せ 第12回理事会				
20	2026年度臨時総会	東京都内				

○開催月が未定の本会行事予定

月	日	企画名	会場	都道府県社会福祉士会からの派遣	都道府県社会福祉士会推薦のある研修・会議等	規模等
	未定	第1回生涯研修センター協議会	オンライン	○		15名
	未定	第2回生涯研修センター協議会	オンライン	○		15名
	未定	基礎研修講師養成研修	オンライン		○	240名
	未定	司法福祉全国研究集会	オンライン			190名
	未定	地域共生社会の実現に向けた全国研究集会【仮】包括&困窮共同企画	オンライン			160名
10月調整中	未定	高齢者虐待対応現任者標準研修 講師予定者研修会(仮)	東京都内		○	100名
	未定	都道府県社会福祉士会実習指導担当者会議	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
	未定	事務局代表者会議	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
	未定	正会員事務局職員向け研修	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
	未定	第1回都道府県ぱあとなあ連絡協議会(仮)	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
	未定	第2回都道府県ぱあとなあ連絡協議会(仮)	東京都内	○		47都道府県社会福祉士会



公益社団法人 日本社会福祉士会 事務局

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2階

電話 03-3355-6541

FAX 03-3355-6543

E-mail : info@jacsw.or.jp